

○世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱

令和6年3月25日告示第91号

世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び世羅町補助金交付規則（平成16年10月1日規則第39号。以下「補助金交付規則」という。）に基づき、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対し、予算の範囲内で世羅町地域経済循環創造事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、総務省要綱第4条の規定によるものとし、事業に必要な1人以上の従業員を新たに町内で雇用することを計画している事業とする。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、総務省要綱による交付対象事業を実施する民間事業者等とする。ただし、世羅町暴力団排除条例（平成24年世羅町条例第24号）に基づく暴力団、暴力団員を役員とする民間事業者等及び、暴力団と密接な関係を有するものを役員とする民間事業者等は対象外とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は総務省要綱第5条に規定する経費とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費から金融機関等の融資額及び交付対象事業を行う者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、2,500万円を上限とする。

- 2 交付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする交付対象者は、あらかじめ世羅町地域経済循環創造事業交付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 2 交付対象者は、前項の交付金の交付申請をするに当たって、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付決定通知書(様式第2号)により、交付対象者に通知するものとする。

- 2 町長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- 3 町長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第8条 前条の規定による交付金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、町長から要求があった場合は、事業の遂行状況について、世羅町地域経済循環創造事業交付金遂行状況報告書（様式第3号）を提出するものとする。

2 補助事業者は、交付金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 交付金の交付は、1補助事業者1回限りとする。
（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、第7条の交付決定の内容に不服があるときには、交付金の交付の決定の日から起算して20日を経過する日までに、申請を取り下げることができる。

2 申請を取り下げる場合は、交付申請書の写しを添えて、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付申請取下書（様式第4号）を町長に提出するものとする。
（事業の変更及び承認）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、世羅町地域経済循環創造事業交付金変更申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。

ただし、交付対象経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。

（2） 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。

（3） 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付対象事業を実施する補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

（4） 交付対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、交付対象事業が完了した日から起算して20日以内又は第7条の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長へ提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 第8条第2項に規定する帳簿の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付金事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第12条 町長は、前条の報告があったときは、必要な審査を実施し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付確定通知書(様式第7号)により、補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定する交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき交付金の額が確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、世羅町地域経済循環創造事業交付金返還命令通知書(様式第8号)により、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して10日

以内とし、期限内に納付されない場合には、町長は、未納額についてその未納期間に応じて補助金交付規則に定める割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付金の請求）

第13条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けたときは、速やかに、世羅町地域経済循環創造事業交付金精算払（概算払）請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、特に必要と認めるときは、第7条の交付決定後に概算払をすることができる。この場合において、補助事業者は、世羅町地域経済循環創造事業交付金精算払（概算払）請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第14条 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第11条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第11条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を地域経済循環創造事業交付金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第12条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

（決定の取消し）

第15条 町長は、補助事業者より交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は補助事業者が総務省要綱第16条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 町長は、前項の返還を命ずる場合（総務省要綱第16条第1項第4号に規定する場合を除く。）には、その命令に係る交付金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて補助金交付規則に定める割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第12条第3項の規定を準用する。
- 5 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（交付金の経理等）

第16条 補助事業者は、交付金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、交付金事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理）

第17条 補助事業者は、交付対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第11号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第12号）を添付しなければならない。
- 4 町長は、補助事業者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を町に納付させることがある。

（財産処分の制限）

第18条 取得財産等については、当該年度から総務省所管補助金等交付規

則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）別表に定める期間を経過するまでの間は、町長の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、同令第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ世羅町地域経済循環創造事業交付金財産処分承認申請書（様式第13号）による承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認をする場合において、担保に供する処分の承認に当たっては、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日付け総官会第790号）の適用については、「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と読み替えるものとする。

5 前条第4項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。
（収益納付等）

第19条 補助事業者は、交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の30日以内に、世羅町地域経済循環創造事業交付金事業化収益状況報告書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 町長は、第1項の報告により、補助事業者に事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対して、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、補

助事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの交付金の交付目的に資する事業への再投資（総務省要綱第5条に掲げる内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。）によって公益への貢献が認められると町長が特に認めた場合はこの限りでない。

4 第3項の規定により、納付を命ずることができる額は、交付額を上限とする。

5 第3項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して10日以内とする。

6 収益納付すべき期間は交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。

7 補助事業者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答しなくてはならない。

（勧告・助言等）

第20条 町長は、補助事業者に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、交付金事業の施行の促進を図るため、必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 町長は、補助事業者に対し、必要があるときは、交付金事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（その他必要な事項）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

世羅町長 様

住 所
事業者名
代表者名

世羅町地域経済循環創造事業交付金交付申請書

世羅町地域経済循環創造事業交付金の交付を受けたいので、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 千円

3 交付金事業経費総括表

交付対象経費区分(円)					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分(円)					
融資額等	公費による交付額			その他	計
		うち町補助金	うち国費 (交付金)		

(注) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費(交付金)〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 交付金事業の開始(予定)日 年 月 日

5 交付金事業の完了予定日 年 月 日

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

世羅町長

世羅町地域経済循環創造事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった世羅町地域経済循環創造事業交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

1 事業の目的

2 交付額 千円

3 交付金事業経費総括表

資金区分(円)					
融資額等	公費による交付額			その他	計
		うち町補助金	うち国費 (交付金)		

(注1) 公費による交付額は上記の額を上限とする。

(注2) 交付対象経費の区分ごとに配分された額は、交付金交付申請書記載のとおりとする。

(注3) 交付要綱の定めるところにより、交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき又は資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき等は、計画変更承認申請を要するので、留意すること。

4 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

世羅町長 様

住 所
事業者名
代表者名

世羅町地域経済循環創造事業交付金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された世羅町地域経済循環創造事業交付金について、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第8条第1項の規定により、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

世羅町長 様

住 所
事業者名
代表者名

世羅町地域経済循環創造事業交付金交付申請取下書

年 月 日付けで交付の申請を行った世羅町地域経済循環創造事業交付金について、その申請を取り下げたいので、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる事由

注) 世羅町地域経済循環創造事業交付金交付決定通知書(様式第2号)の写しを添付すること。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

世羅町長 様

住 所
事業者名
代表者名

世羅町地域経済循環創造事業交付金変更申請書

年 月 日付けで交付の申請を行った世羅町地域経済循環創造事業交付金について、その申請を変更したいので、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第10条第1項の規定により、別紙のとおり申請します。

世羅町長 様

住 所
事業者名
代表者名

世羅町地域経済循環創造事業交付金交付実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された世羅町地域経済循環創造事業交付金の交付金事業について、完了したので、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 交付金事業の名称

2 交付金事業の交付金実績額 千円

3 交付金事業の実施状況

交付金事業者の名称	
着手日	
完了日	

4 交付金事業経費総括表

交付対象経費区分(円)					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	
資金区分(円)					
融資額等	公費による交付額			その他	計
	うち町補助金	うち国費 (交付金)			

(注1) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費(交付金)〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 以下の書類を添付すること。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第8条第2項に規定する帳簿の写し
- 4 そのほか町長が必要と認める書類

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

世羅町長

世羅町地域経済循環創造事業交付金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定された世羅町地域経済循環創造事業交付金の交付金事業に係る交付額について、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第12条第1項の規定により、金 円に確定したので通知します。

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

世羅町長

世羅町地域経済循環創造事業交付金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定された世羅町地域経済循環創造事業交付金の交付対象事業に係る交付額について、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第12条第2項の規定により、金 円の返還を命じます。

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

世羅町長 様

住 所
事業者名
代表者名

世羅町地域経済循環創造事業交付金交付金精算払(概算払)請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知(交付決定通知)があった世羅町地域経済循環創造事業交付金について、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり精算払(概算払)を請求します。

記

金 円

振込口座

金融機関名		支 店 名	
口 座 種 別	総合・普通・当座	口 座 番 号	
口座名義人 (カタカナ)			

世羅町長 様

住 所
事業者名
代表者名

地域経済循環創造事業交付金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金について、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---|---|
| 1 交付金額(交付要綱第13条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第11号（第17条関係）

取得財産等管理台帳

（単位：円）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- （注） 1．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第19条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第12号（第17条関係）

取得財産等管理明細表

（単位：円）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- （注） 1．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第19条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

世羅町長 様

住 所
事業者名
代表者名

世羅町地域経済循環創造事業交付金財産処分承認申請書

標記について、世羅町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第18条第3項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

- 1 交付金事業の名称
- 2 総事業費
- 3 交付対象経費
- 4 処分する施設・設備の名称
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

- 1 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。
- 2 処分内容の欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売却価格、賃貸料等)等を記載すること。

様式第14号（第19条関係）

年 月 日

世羅町長 様

住 所
事業者名
代表者名

世羅町地域経済循環創造事業交付金事業化収益状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金について、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(単位:円)

交付金 確定額	交付金事業 に係る本年 度収益額	控除額	本年度まで の交付金事 業に係る支 出額	基準納付額	前年度まで の交付金事 業に係る国 への累積納 付額	本年度 納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

(注)

- 「交付金事業に係る本年度収益額:(B)」とは、交付金事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費(外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等)、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。
なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。
- 「控除額:C」とは、交付金事業に要した経費のうち、交付金事業者が自己負担によって支出した額(交付金事業に要した経費－交付金確定額)をいう。
なお、交付金事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から交付金事業年度終了より前年度までの交付金事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額－前年度までの収益累積額)をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの交付金事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
- 「本年度までの交付金事業に係る支出額:D」とは、交付金事業に要した経費及び交付金事業年度終了以降に追加的に要した交付金事業に係る経費の合計額をいう。
- 「基準納付額:E」とは「交付金事業に係る本年度収益額:B」から「控除額:C」を差し引いた額に、「交付金確定額:A」を乗じ、「本年度までの交付金事業に係る支出額:D」で除した額をいう。 $(E = (B - C)A / D)$
- 「前年度までの交付金事業に係る国への累積納付額:F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 「本年度納付額:G」とは、「基準納付額:E」と「累積納付額:F」の合計額が「交付金確定額:A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額:E」と「累積納付額:F」の合計額が「交付金確定額:A」を超える場合には、「交付金確定額:A」から「累積納付額:F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F)$
- (B)交付金事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料を添付すること。
- 交付要綱第20条第3項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。